

「ローマ字のつづり方に関する検討」における今後の主な論点(案) Ver.2

- これまでにおおよその共通認識や理解が図られている点
- 今後も検討を継続すべき事項

I 将来に向けてローマ字はどのように用いられていくのか

- 固有名詞を中心に使用
 - ・ 現在、ローマ字表記は、主に地名や駅名、氏名など固有名詞を中心に用いられている。
 - ・ 文、文章のレベルで日本語をローマ字で書き表す習慣が定着しているとは言い難い。
- 主に日本語を母語としない人々への配慮として使用
 - ・ 現行の内閣告示は「一般に国語を書き表す場合」を想定しているが、日本語を母語としない定住外国人や海外からの旅行者への配慮として案内表示等に用いられる場合が多い。
- 情報機器へのローマ字入力
 - ・ ローマ字のつづり方とは別であるが、情報機器へのローマ字入力が広く行われている。ローマ字の仕組みを用いて日本語の漢字仮名交じり文を書くという習慣は、日本語を母語とする人々においても定着している。

II どのような「つづり方」にするのが望ましいか

- 現実的なものとする(分かりやすく、実際に使いやすく、また、使われるものを示す。)
 - ・ 現行の内閣告示では、第1表に示されたいわゆる訓令式を用いることを原則とし、学校教育等のよりどころとなっている。しかし、一般の社会生活においては主にいわゆるヘボン式が用いられている。今後、仮に社会におけるローマ字表記を第1表のつづり方に改めて統一しようとする場合には大変な困難が予想され、現実的とは言えない。
 - ・ 義務教育の初期段階からローマ字を使用する機会があると考えられることから、新たなつづり方を導入する場合には難易度に留意する必要がある。
- 音韻対応性に考慮されたもの(日本語の基本的な音韻にできるだけ過不足なく対応し、体系的に分かりやすく示す。)
 - ・ いわゆる訓令式は、日本語における意味の違いを表す音の異なりを体系的に示すもので、規則性が高い。内閣告示の第2表に示されたいわゆる日本式も同様である。
 - ・ いわゆるヘボン式は、日本語の発音を物理的に英語に近い形で表そうとするものであり、特に英語との関係において、実際の音声との対応が分かりやすい。英語が実質的な国際共通語となっているとともに、現在の日本語のローマ字表記が国際的な配慮から使用される場合が多いことから、社会生活においてはほとんどの場合このヘボン式が用いられている。
 - ・ いわゆる訓令式とヘボン式は、現代日本語において用いられる全ての音に対応しているものではない。実際に用いられる音の全体を体系的に表そうとするのであれば、新しいつづり方の検討も視野に入れることになるか。
 - ・ 内閣告示では長音を符号付き文字で表すこととなっているが、実際には符号が省略されることが多くなっている。日本語における長音の区別は意味の違いに関わるものであり、ないがしろにすべきではない。符号の使用を徹底するか、諸事情によりそれが難しい場合には、分かりやすく使用しやすい長音のつづり方を新たに導入する必要がある。
- 規範的でありながら寛容性があるもの(統一的な考え方を示すことを目指しつつ、実態に配慮する。)
 - ・ 現状においては、各分野において様々なつづり方が行われており、これら全てを一つのつづり方に集約することは困難である。

- ・ 一方で、できる限り統一的な考え方を示すことが望ましい。その際、どのようなつづり方を主とするのが適切か。
- ・ 現在用いられているローマ字の様々なバリエーションをどの程度認めるか。例えばヘボン式と呼ばれるつづり方のうちには、撥音(ン)表記におけるnとmを区別するもの、chの前の促音「っ」を「t」で表すもの、長音にhを用いるものなど、つづり方に異なりが見られる。

● そのほか、つづり方に関して留意しておくべきこと

- ・ 現代仮名遣いとの関係(四つ仮名「じ・ち・ず・づ」、オ列(段)長音(「公園通り」等)。
- ・ 現行の内閣告示には示されていない区切り符号、大文字小文字の使い分け、分かち書き等に言及するか。

Ⅲ 情報機器へのローマ字入力との関係にどう配慮するか

○ 直接の審議対象とはしない

- ・ ローマ字入力はローマ字のつづり方とは別のものであり、直接の審議対象とする必要はない。ただし、現代におけるローマ字使用の一つの在り方として捉えた上で検討を進める必要がある。

○ ローマ字入力とつづり方との関係を整理する

- ・ ローマ字入力は、ローマ字のつづり方に影響を及ぼしている面があると考えられる。例えばオ列(段)長音「公園通り(Kouendoori)」や助詞「～は(ha)」「～を(wo)」等の入力方法とローマ字つづり(Koendôri, wa, o)との関係を整理し、改めて周知することが必要。

Ⅳ どのように周知するか

● 内閣告示の扱い

- ・ 新たなつづり方を導入することをはじめ、第1表と第2表の関係を変更するなどの修正が必要である場合には、現行の内閣告示の改定を目指すこととなる。
- ・ 内閣告示を改定する場合に影響が及ぶ可能性のある分野を想定した上で検討する。

Ⅴ 特に重要な個別の問題

● 長音の区別とそのつづり方

- ・ 長音符号に「^」と「_」のどちらを用いるか。
- ・ 符号付き文字が使用できない場合を考慮し、長音を示すための新たな方法が必要か。

● 外来語に用いられる音との関係

- ・ 現行の内閣告示では外来語の音までは対象とせず「特殊音の書き表し方は自由とする」として整理されている。外来語に用いられる音までを対象とするか

● 英語におけるつづりが定着していると考えられる日本語の扱い

- ・ 「Tokyo」「Osaka」「ramen」「judo」など、本来のローマ字のつづり方とは別に定着している表記をどのように扱うか。